

ハンセン病問題基本法の制定をめざして

全国ハンセン病療養所入所者協議会
会長 宮里光雄

「ハンセン病療養所のあしたをひらく市民の集い」を開催するにあたり、平素からハンセン病対策改善のためにご尽力をいただいている国会議員の先生方をはじめ各政党の代表の方々、また、ご支援をいただいている多くの市民の方々が猛暑の中を貴重な時間を割いてご参集くださり、主催者の立場から厚くお礼を申し上げます。

さて、このたび「市民の集い」を開催することになった理由とその経緯を概略的にご報告申し上げます。

第1に、入所者の減少とともに、近い将来療養所は、医療機関として維持できなくなるのではないかという懸念が高まってきたこと。

第2に、そうした入所者の不安を解消するために、将来の療養所のあり方を明確にし、国の政策に反映させるよう充分な対策を早急に立てること。

第3に、入所者の高齢化と体力の低下により、入所者自治会や全国組織である全療協の意思決定や運動能力に限界が見えてきたこと。

第4に、療養所の将来構想を構築するという重大な課題は、もう先送りにできないところにきているということ。

第5に、国賠訴訟裁判にかかわった弁護団の支援を得ながら、時間をかけ、慎重に検討を重ねてきた結果、この難局を切り抜け、将来への展望を開く道は「ハンセン病問題基本法」を制定し、その法律によって全面的な解決を図っていく以外にないという結論に到達したこと。

第6に、私たち入所者の平均年齢は79歳に達し、残された時間は余りにも少ない。そこで、向こう1年間で100万人の市民の署名をいただき、その市民の意思を政府や立法府である国会に訴え基本法の立法措置を実現すること。

以上、極めて概括的に申し上げましたが、基本法の制定を目指すこの運動は、全療協組織結成以来、56年間の運動の集大成と考えており、人生を賭けた最後の運動になると決意をかためています。

かつて、全国の療養所に強制収容されていた患者は昭和30年代には12000人を超えておりましたが、新発患者が出なくなったことにより、50年後の現在では、往時の4分の1、2800人余に減少しました。統計によると、年間約200人が減少しており、10年後には1000人以下に激減することが推定できるようになります。

一方で、国家公務員の総定員法による公務員の削減計画と入所者減を根拠に、毎年療養所の職員定員は削減され続けており、予算も当然のように年々減額されています。療養所の医療も、近代医療から取り残されているだけでなく、むしろ、後退する傾向にあるといわなければなりません。

医療の専門分化が一層すすむ中で、療養所の医師の定員は、全国でわずか144人、そのうち15人が欠員であり、補充できないまま推移しています。

国は「無らい県運動」によって社会から患者を追放し、覆い隠すために、地の果てや山間僻地、離れ小島に療養所を開設して隔離をしました。僻地に医師は来ないといわれていますが、その責任は国にあり、医療の改善に政府は積極的に取り組むことがハンセン病対策協議会の確認事項の中で明記されている筈です。

私たちは、近年、療養所の機能が後退しつつあることを痛感しており、療養所の「立ち枯れ政策」が進行していることを指摘せざるを得ません。

国が療養所の将来展望を示さないことを容認すれば療養所が医療機関として、近い将来立ちいかなくなることが入所者にとって強く懸念されます。そうなれば、少數の入所者だけが地域から孤立することになるのは目に見えています。それでは、療養所は再び入所者を隔離する施設になってしまうと思います。

療養所を入所者が安心して生活できる場とするためには、多目的な施設とし、地域や社会に開かれたものにする必要です。それは同時に療養所を隔離から解放することを意味します。社会に開かれた療養所を創ることにより、ようやく隔離政策が終わりをむかえることになると思うからです。それは、文字通り療養所の社会復帰です。しかし、療養所が入所者だけの医療施設とされている現行制度のもとで、これを実現することは困難だと政府関係者は言明しています。

政府が責任をもって療養所の将来展望を示さない以上、私たちが主体的に将来構想を構築し、国がそれを受け入れるように厳しく要求していく以外にありません。昨年11月11日、都内で開催した全療協主催のシンポジウムで、ハンセン病療養所を将来にわたって国立の医療機関として存続させるためには、療養所を地域に開放して多機能を導入し、共存していく以外にないと市民に訴えました。しかし、その実現の

ためには三つの壁が存在しており、その壁を克服しなければ実現は危ういことも指摘しました。三つの壁とは、その一つは、「らい予防法の廃止に関する法律」という「法律の壁」、二つ目に国の「政策の壁」、そして三つ目に社会の「差別の壁」です。

全療協を中心とした「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会」が決定した「ハンセン病問題基本法」の制定が実現すれば、法律上の障害は取り除かれると考えております。将来構想構築の上で選択の幅が広がることになると思います。

問題は、「ハンセン病問題基本法」の立法化をいかに実現するかということです。

ハンセン病問題は、歴史的にみても、国が大きな過ちを犯した問題であり、一部の関係者に限定した問題では決してありません。しかも深刻な被害は水面下で生々しく今なお続いており、人権や人間の尊厳にかかる差別は解決していません。政府並びに立法府はもとより、地方行政機関及び広く市民の皆様にも問われている重大な課題でもあります。高齢化がいちじるしい入所者の現状を勘案するとき、全面的な解決を目指す運動は、一刻の猶予もゆるがせにできません。

私たちは限られた体力を最大限に活用し、広範囲の運動を展開しようと考え、向こう1年間を目途に100万人の市民の署名を達成し、基本法の立法化を実現しようと決意をしています。

日本の中核機関への影響力を行使できるのは市民運動です。その意味で、今から取り組む署名推進運動こそ、国会をはじめ日本の中核機関の見識を問い合わせ、ハンセン病問題の全面解決への扉を開く大きなエネルギーになると確信します。

格別のご支援をよろしくお願い申し上げます。

以上